

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
	該当なし										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
	該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
	該当なし										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3－4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
えとぴりか保証 ドック工事監理料	事務局長 川名 昇 東京都台東区 北上野1-9-12	10月1日	財団法人日本造船 技術センター 会長 德留 健二 東京都武蔵野市 吉祥寺南町1-6-1 吉祥寺スバルビル3階	四島交流等事業 使用船舶「えとぴり か」について、平成 24年度事業終了 後、点検修理等の ため入渠予定であ り、本契約は、その 際に次年度以降の 事業をよりスマー ズに実施するた め、船舶及びその 運用方法について 改善事項等の検討 及びそれに対する 対処を監理するも のであるが、本業 務を遂行するに當 たっては、本船構 造及び承認図書の 承認等に関して経 緯経過を熟知して いる必要がある。こ れら条件を満たす ものは、建造時に 進行監理等業務を 請け負った財団法 人日本造船技術セ ンター以外にない ため、「協会会計規 程第40条第4項 (1)契約の性質上 又は目的が競争を 許さないとき。」の 規程に基づき随意 契約することとし た。	3,494,258	2,803,500 (税込) ※2,670,000 (税抜)	76.4	0	特財	国所管	1	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

様式4

法人名：北方領土問題対策協会

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
千島歯舞諸島居住者連盟	援護事業補助金	205,941,456	—	3月29日	—	特社	国所管
北方領土復帰期成同盟	四島交流補助金	95,654,036	—	3月29日	—	特社	国所管
北方領土復帰期成同盟	啓発事業支援経費	3,340,498	—	11月20日 3月4日、29日	—	特社	国所管
日本青年会議所	啓発事業支援経費	2,000,000	—	10月24日 1月9日	—	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(公共工事)

様式7-1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
	該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式7-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
	該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		
	該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
	該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

様式8

法人名：北方領土問題対策協会

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分		
千島歯舞諸島居住者連盟	援護事業補助金	205,941,456	—	3月29日	—	特社		国は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」において、北方領土問題が未解決であることから、北方領土元居住者に対する援護措置の充実強化を図るため必要な財政措置を講ずるとしており、当協会の法律においても援護事業は、協会が実施する事業の一つと位置付けられている。 こうした状況を踏まえ、元島民等は返還運動において重要な役割を果たしていることから、元島民等による返還運動や資料収集、元居住地への訪問を実施する元島民による当該団体を支援しているところであるが、点検の結果、援護事業の重要性から今後においても支援の推進を継続していくものとする。	有
北方領土復帰期成同盟	四島交流事業補助金	95,654,036	—	3月29日	—	特社		四島交流事業は、日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的としており、国は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」において、北方領土問題が解決されるまでの間、交流事業の積極的な推進に努めるとしており、当協会の法律においても交流事業は、協会が実施する事業の一つと位置付けられている。 こうした状況を踏まえ、北方領土問題の解決に寄与することから、道内関係者を対象とした交流事業を実施する当該団体を支援しているところであるが、点検の結果、交流事業の重要性から、今後においても支援の推進を継続していくものとする。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。